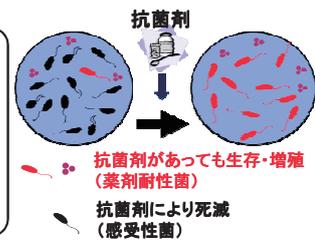


11月は薬剤耐性（AMR）対策推進月間です ～ 抗菌剤の慎重使用等対策を進め、消費者の皆様の信頼に応えましょう！～

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

耐性菌とは？

薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」のことです。抗菌剤の使いすぎなどにより増加し、人や動物の治療を困難にします。この問題は国際的な重要課題となっており、わが国は平成28年4月に今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画（アクションプラン）を決定しました。



AMR問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は動物用医薬品のほか、家畜の増体や飼料効率の向上のための飼料添加物として、使用されています。家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

畜産関係者が実施すべき対策は？

「抗菌剤の慎重使用」を徹底することなどが求められています。具体的には、

- ① 飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用により感染症を減らすことにより、抗菌剤の使用機会を減らすこと
- ② 抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定すること

が対策の基本となります。



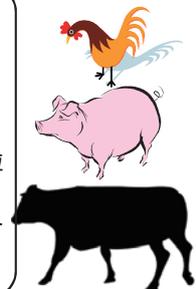
飼料添加物の薬剤耐性対策は？

【指針の策定】

農林水産省は、平成29年3月、食品安全委員会のリスク評価等において人に悪影響を及ぼすおそれがあるとされた抗菌剤については、飼料添加物としての指定を取り消す指針を策定しました。

【指針に基づく対応】

- ・ リスク評価の結果を踏まえ、コリスチンの飼料添加物としての指定を取り消し、使用を禁止します（平成30年夏頃予定）。
※動物用医薬品としては引き続き使用可能です。
- ・ 平成29年9月、食品安全委員会においてテトラサイクリンのリスク評価が開始され、現在評価が行われています。
- ・ 人に悪影響を及ぼすおそれがないと評価されたモネンシンなどについては、飼料添加物として引き続き使用可能です。



国産畜産物に対する消費者の皆様の信頼に応え、また家畜に対する抗菌剤の有効性を確保するため、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

詳細は、農林水産省HPに掲載しています。

農林水産省 抗菌性物質

検索

<http://www.maff.go.jp/j/syoutan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>

